

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	行政財産目的外使用の許可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法第238条の4第9項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 地方自治法第238条の4第9項 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 [略] 2～8 [略] 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。		
処分基準設定年月日	平成6年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部庶務課		
備考	法令その他別に定めるものを除く。		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。